

令和3年1月29日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除雪機についての注意喚起、石油ストーブ（開放式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油ストーブ（開放式）2件、ガスこんろ（LPガス用）1件、
油だき温水ボイラ1件） | 4件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちノートパソコン1件、延長コード1件） | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち電気洗濯乾燥機1件、電気あんか1件、除雪機（歩行型）1件、
照明器具（投光器、充電式）1件、エアコン1件） | 5件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 除雪機についての注意喚起（管理番号：A202000810）

①事件事象について

使用者（80 歳代）が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになり、病院に搬送後、死亡が確認されました。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された 2007 年（平成 19 年）5 月以降、報告のあった除雪機の事故については、これまでに 30 件の死亡事故及び 16 件の重傷事故が発生しています（本件を含む。）。

除雪機に誤って巻き込まれるなどした場合には、死亡又は重傷事故につながるおそれが高いことから、消費者の皆様におかれては、取扱説明書の記載や表示に従い正しく使用してください。

②再発防止に向けて

ア服装や作業場の環境をよく確認し、十分な準備・注意をする。

- ・ 安全な服装や装備をする。
- ・ 障害物の位置などの危険な箇所を作業前によく確認しておく。

イ除雪機の取扱い上の注意を守って正しく使用する。

- ・ 安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用しない。
- ・ 除雪機の投雪口に詰まった雪を取り除く際は、必ずエンジンを停止し、鍵を抜く。
- ・ 特に後進時は足元や後方に注意し、無理のない速度で使用する。

ウ除雪作業を行うことを家族や近隣の人などに声かけし、作業中は周囲に人がいないことを確認し、人を近づけさせないようにする。

エ作業中も天候や体調の変化に注意する。

また、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う際の事故情報も寄せられています。子供が被害者になっている事故もありますので、除雪機以外の用具を使用して除雪作業を行う場合も注意しましょう。

③再発防止への取組

消費者庁は、2017 年（平成 29 年）12 月 20 日、2018 年（平成 30 年）12 月 5 日及び 2019 年（令和元年）11 月 13 日に除雪機の事故についての注意喚起を行っています。また、消費者安全調査委員会は、2019 年（令和元年）5 月 31 日、「歩行型ロータリ除雪機による事故」に係る事故等原因調査報告書を公表しています。

経済産業省においても「政府インターネットテレビ」を通じた注意喚起を行っています。さらに、独立行政法人国民生活センター及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）においても、それぞれ注意喚起を行っています。

一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）では、2004 年（平成 16 年）4 月から協議会加盟メーカーの除雪機（歩行型）において安全装置の義務化をするとともに、毎年度、事故の未然防止のため積雪地域の市町村等に対して広報紙を通じた注意喚起、販売店に対して使用者への安全指導の徹底を要請しています。

<参考>

○消費者庁

「除雪機による事故を防止しましょう！ー除雪機や除雪道具の使用中に毎年死傷者が出ています！」（2017 年 12 月 20 日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171220_0001.pdf

「除雪機の作動時には細心の注意を！ーデッドマンクラッチ（安全装置）の無効化による事故が発生！ー」（2018 年 12 月 5 日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_019/pdf/caution_019_181205_0001.pdf

「除雪機の使用時の事故に注意しましょう！ーデッドマンクラッチ（安全装置）の無効化による事故が目立ちますー」（2019 年 11 月 13 日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_024/pdf/caution_024_191113_0001.pdf

○消費者安全調査委員会

「歩行型ロータリ除雪機による事故に係る事故等原因調査報告書」
（2019 年 5 月 31 日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_015/pdf/report_015_190531_0002.pdf

○政府インターネットテレビ

「暖房機器・除雪機を使う時はココに注意！冬の製品事故」（2016 年 1 月 19 日公表）

ウェブサイト：<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg13012.html>

○独立行政法人国民生活センター

「歩行型ロータリ除雪機の使い方に注意（再注意喚起）」（2015 年 1 月 26 日公表）

ウェブサイト：http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20150126_2.pdf

○独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「はしご・脚立及び除雪機の事故の防止について（注意喚起）」（2013 年 1 月 24 日公表）

ウェブサイト：https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2012fy/130124_1.html

○一般社団法人日本農業機械工業会（除雪機安全協議会）

ウェブサイト：<http://www.jfmma.or.jp/jyoankyo.html>

(2) 株式会社千石が輸入し、株式会社グリーンウッドが販売した石油ストーブ（開放式）について（管理番号：A202000808）

①事象について

株式会社千石（法人番号：5140001076302）が輸入し、株式会社グリーンウッドが販売した石油ストーブ（開放式）の給油タンクを引き抜いたところ、灯油が漏れ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負いました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の給油タンクの蓋（口金キャップ）が閉まったと誤認し、給油タンクを出し入れする際に蓋が外れ、漏れた灯油に引火し、火災に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2010年（平成22年）3月30日にウェブサイトへの情報掲載及び新聞社告、販売店を通じたダイレクトメールの送付、店内告知等により蓋を確実に閉めるよう注意喚起を行い、さらに、同年9月1日以降、蓋の部品を変更（ネジ式に変更）したカートリッジタンクとの無償交換を実施しています。

③対象製品：ブランド、機種・型式、販売時期、対象台数

ブランド	機種・型式	販売時期	対象台数
グリーンウッド	GKP-S241N	2009年7月～11月	35,449
	GKP-M2401N		2,433
	GKP-W301N		3,373
アラジン	AKP-U28A	2009年9月～11月	754
	AKP-S280	2009年8月～11月	7,553
	AKP-S300	2009年9月～11月	314
合 計			49,876

2010年（平成22年）9月1日からリコール（無償交換）を実施
回収率：30.0%（2020年12月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2014年度	1	火災・軽傷
2019年度	0	—	2013年度	1	火災・軽傷
2018年度	1	火災	2012年度	1	火災・軽傷
2017年度	1	火災	2011年度	1 1	火災・軽傷 火災
2016年度	2	火災	2010年度	2 1	火災 火災・重傷
2015年度	1	火災・軽傷			

※当該事故（管理番号：A202000808）は含まない。

<対象製品の外観>

GKP-S241N



GKP-M2401N



GKP-W301N



AKP-U28A



AKP-S280



AKP-S300



＜当該対象製品のカートリッジタンク＞

交換が必要である当該対象製品（石油ストーブ）に付属するカートリッジタンクは、蓋（口金キャップ）がオレンジ色です。交換後のネジ式のカートリッジタンクは、蓋（口金キャップ）が緑色です。

（交換前）



（交換後）



なお、カートリッジタンクの交換時に、本体内に設置されているカートリッジタンクをセットするために必要な部品である給油タンク受け（樹脂製）も白色のものから灰色のものに同時に交換します。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

なお、交換までの間は、取扱説明書や注意ラベルに従って、正しく確実に閉めていただくようお願いします。

【問合せ先】

株式会社千石、株式会社グリーンウッド（グリーンウッドブランド製品）
及び日本エー・アイ・シー株式会社（アラジンブランド製品）

電 話 番 号：0120(15)1059

受 付 時 間：9時～17時（土・日・祝日・夏季休暇・年末年始を除く。）

ウェブサイト：株式会社千石

<http://www.sengoku.jp.co.jp/>

株式会社グリーンウッド

<http://www.gwgw.co.jp/pdf/notice/GWHP0831.pdf>

日本エー・アイ・シー株式会社

https://aladdin-aic.com/mt_download_data/ADHP0831.pdf

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：関根、大江

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000808	令和2年12月30日	令和3年1月25日	石油ストーブ(開放式)	GKP-S241N(株式会社グリーンウッドブランド)	株式会社千石(株式会社グリーンウッドブランド)(輸入事業者)	火災 軽傷1名	当該製品の給油タンクを引き抜いたところ、灯油が漏れ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品の給油タンクの蓋(口金キャップ)が閉まらなかった誤認し、給油タンクを出し入れする際に蓋が外れ、漏れた灯油に引火し、火災に至ったものと考えられる。	秋田県	令和3年1月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成22年9月1日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:30.0%
A202000814	令和2年12月6日	令和3年1月27日	石油ストーブ(開放式)	RX-2218Y	株式会社コロナ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	令和2年12月24日消費者安全法の重大事故として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月15日
A202000816	令和3年1月14日	令和3年1月27日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-800F-L	株式会社パロマ	火災	当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	
A202000817	令和3年1月20日	令和3年1月27日	油だき温水ボイラ	CBH-EN3800FF	長府工産株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	青森県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000811	令和2年12月4日	令和3年1月26日	ノートパソコン	81VR001BJP	レノボ・ジャパン株式会社(現 レノボ・ジャパン合同会社)(輸入事業者)	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	令和3年1月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月10日
A202000815	令和2年12月13日	令和3年1月27日	延長コード	SK-3T03W	星光商事株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大分県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月19日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000807	令和3年1月14日	令和3年1月25日	電気洗濯乾燥機	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202000809	令和2年12月28日	令和3年1月25日	電気あんか	重傷1名	当該製品を使用中、右足に火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	奈良県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月14日
A202000810	令和3年1月14日	令和3年1月25日	除雪機（歩行型）	死亡1名	使用者（80歳代）が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになり、病院に搬送後、死亡が確認された。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	広島県	令和3年1月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 除雪機についての注意喚起を実施（特記事項を参照）
A202000812	令和2年12月12日	令和3年1月26日	照明器具（投光器、充電式）	火災	学校で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月21日
A202000813	令和3年1月11日	令和3年1月27日	エアコン	火災	異臭と異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	令和3年1月28日消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

ノートパソコン（管理番号：A202000811）

